人権への取組

# 国際的な人権保障の枠組み

　国際連合では、人権の尊重が平和を守ることと密接不可分な関係にあり、差別を撤廃し人権を確立することが恒久平和に通じるとの考え方にもとづいて、人権を国際的な問題ととらえ、人権についての国際的な共通の基準を作りました。

　その最初の成果が、昭和23（1948）年12月10日に第３回総会において採択された「世界人権宣言」です。

　そして、昭和25（1950）年の第５回総会において、12月10日を「人権デー」（Human Rights Day）として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

## 世界人権宣言の持つ意味

　「世界人権宣言」は、前文と30の条文からなり、誰もが自由であることにより保障される自由権（第１条～第20条）、参政権（第21条）、国家や地方自治体の関与によって保障される社会権（第22条～第27条）が規定されており、第29条では、他人の権利及び自由を尊重しなければならないことを定めています。この宣言の考え方は世界各国の憲法や法律に取り入れられ、さまざまな国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

第１条

　すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

解説：【みんな自由・みんな平等】人はみんな、生まれた時から自由で、同じ人間として大切にされ、平等です。

第２条

１　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治

　上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

解説：【差別はやめよう】人はみんな、人種、肌の色、性別、言語、宗教などによって差別を受けることはありません。地球上のどこでも、人はみんなこの宣言のなかでいわれているすべての権利と自由を生まれながらに持っています。

## 人権保障のための国際条約

　人権の問題は、第二次世界大戦以降、各国のみならず国際社会全体に関わる重要な問題であるという考え方が次第に一般的になってきました。このような考え方から、法的な拘束力を持つ二つの「国際人権規約」（※）が昭和41（1966）年の総会において採択されました。

（※）「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」

　「国際人権規約」は、最も基本的かつ包括的な条約として人権保障のための国際的基準となっています。これに加えて、国連が中心になり、個別の人権保障のためのさまざまな条約が作成されています。

## 人権文化の創造

　「国際人権規約」をはじめとする人権保障のための国際条約を具体化していくためには、あらゆる人々が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活において実践し、人権という普遍的文化を構築するための人権教育が大切です。

　このため、国連では、世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」を平成17（2005）年に開始（※）しています。

（※）令和２（2020）年から、「青少年のための人権教育」に焦点を当てた第４フェーズに入っています。

## 人権の主流化（人権の視点の強化）

　国連では、平成17（2005）年、活動の柱である開発・安全・人権の密接な関連性を踏まえて、国連のすべての活動で人権の視点を強化する考え（「人権の主流化」）を提唱しました。平成18（2006）年には、経済社会理事会の下部組織であった「人権委員会」に替えて、世界の人権問題についてより効果的に対処するために「人権理事会」を創設したほか、人権高等弁務官事務所の機能強化をはじめ、さまざまな取組を進めています。